

全教委連第181号  
平成30年11月30日

文化庁参事官（芸術文化担当）殿

全国都道府県教育長協議会  
会長 中井敬三

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」素案修正案に対する意見について（回答）

平成30年10月31日付けで依頼のありました「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」素案修正案の件について、下記のとおり意見を申し上げます。

#### 記

##### ○ 本ガイドラインの策定の趣旨について

- ・（2）の第2項目に、「学校の設置者及び学校は、本ガイドライン及び『運動部ガイドライン』に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む」とあるが、文化部活動の特性を鑑み「『運動部ガイドライン』を参考にし、」などと記載していただきたい。

##### ○ 適切な運営のための体制整備について

- ・「（1）文化部活動の方針の策定等」では、学校の文化部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について、その作成の目的を明確に記載していただきたい。
- ・「（2）指導・運営に係る体制の構築」のエでは、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」との整合性を図るため、「熱中症等事故防止の観点から、生徒が安全に文化活動を行い」という文言を加え、生徒の安全面について記載していただきたい。

##### ○ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- ・「（1）適切な指導の実施」のイについて、「技能や記録の向上等」という表記は文化部活動にはそぐわないため、「技能の向上や成績等」とすべきである。
- ・「（1）適切な指導の実施」のイで、「過度の練習が様々なリスクを高めること等」という記載がなされているが、文化部活動においては「過度の練習に起因するリスク」について、運動部のように医科学的な根拠を示すことが

難しいことから、「様々なリスク」という言葉を用いない方がよいと考える。

- ・「(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用」のAで、「関係団体等」と記載されているが、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では「中央競技団体」と明記されている。運動部と文化部では組織の構成が違うことは理解できるが、今後ガイドラインに則した文化部活動の在り方を推進していくためには、「関係団体等」にどのような団体が該当するのか、例示していただきたい。併せて、国においては関係団体に対し、当該ガイドラインに沿った手引きが作成されるよう周知徹底を図っていただきたい。

#### ○ 適切な休養日等の設定について

- ・少子化に伴い、今後複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動の取組の増加が想定される。また、文化部活動の特性として、様々な文化施設等での活動も想定されるが、生徒が他の学校（拠点校）や文化施設等へ移動をする時間等も考慮しなければならない。Aには具体的な活動時間が記載されているが、そういった拠点校や文化施設等への移動時間の取扱いについても記載していただきたい。

#### ○ 生徒のニーズを踏まえた環境の整備について

- ・「(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置」のイと「(2) 地域との連携等」のAについて、少子化の影響で小規模校が増加する現状から地域との連携や合同部活動等の取組の推進は生徒の多様なニーズにも応えるために必要であるが、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を拡充するために、どのような連携が可能か国としても具体策を示していただきたい。
- ・現在も行われている大会指向型文化部活動については、学校として苦慮することが少なくない現状があるため、こうした状況への対応について記載していただきたい。
- ・「(2) 地域との連携等」のAについて、学校と地域が協働・融合した形の環境整備が進めば、部活動指導に長時間費やしている教員の負担軽減にも繋がる。そこで、「学校や地域の実態に応じて」の後に「教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ」といった文言を挿入するなど、教員の負担軽減についても記載していただきたい。

#### ○ 学校単位で参加する大会等の見直しについて

- ・大会が夏や秋に集中しており、生徒や教員の負担になっていることは事実であり、今後の課題である。さらに、目標となる大会が多数存在する現状のままでは、部活動への過度な傾注は改善されないものと思われる。また、Aについては、文化部活動に関係する団体の状況に応じ当該ガイドラインの趣旨が周知徹底されるよう国がPR、指導助言等を行うことについて記載すべきである。
- ・大会の主催者は、参加資格に「ガイドラインに記載されている休養日、活

動時間を遵守していること」を大会要項等に盛り込むなど、学校においてガイドラインに沿った活動が円滑になされるような仕組みを構築していただきたい。

- ・ウで、学校での大会等の精査について触れているが、4（1）イにもあるように、大会だけでなく、週休日等には地域からの要請で活動する部活動も少なくない。これは文化部活動の特徴であり、教育的効果も大きい一方、生徒や教員の過度な負担になる傾向がある。したがって、大会だけでなく地域の参加行事についても校長の精査が必要であると考えます。このような文化部特有の課題についても具体的に記載していただきたい。
- ・ウで、都道府県レベルで中学校文化連盟が組織されていない都道府県があることについて配慮した記述が必要である。

#### ○ ガイドラインに記載のない事項に関する意見

- ・文化部活動の大会に向けた長時間練習について懸念する一方、大会でよい成績を収めると地域や保護者から称賛され、生徒にとっても有意義なものになり、他の生徒への教育上の効果もあるが、部活動への過度な傾注を防ぐためには学校、生徒・保護者だけでなく、社会全体で意識を変えていかなくてはならず、理解促進のためのPRを国としてもすべきと考えます。
- ・市町村で配置している「部活動指導員」に対する補助事業では国のガイドラインを遵守していることが補助要件となっていることから、文化部の活動についても、同様の取扱いとするよう配慮していただきたい。